

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

福岡厚生年金 事案 4331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

昭和 33 年 3 月から平成 8 年 7 月に退職するまで、継続して A 事業所（当時は、B 事業所）に勤務した。途中で一度も職が変わったことは無く、毎月給与の支給を受け、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。実態に合うように、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「継続して、A 事業所において勤務していた。」と供述しているところ、A 事業所から提出があった「傘下販売所従業員名簿（昭和 40 年 4 月現在）」の記載において、申立人は、昭和 36 年 10 月から C 事業所に出向していることが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、C 事業所は、昭和 37 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録により、C 事業所は、昭和 36 年 10 月 21 日に設立されていることが確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用を受けるための事務手続きが遅れたことをうかがわせる同僚の供述がある上、B 事業所及び C 事業所の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B 事業所から C 事業所へ出向したとされる、申立人を含む 6 人の同僚全員は、同年 11 月 1 日に B 事業所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 37 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、C 事業所が設立された当時のことを記憶している複数の者は、当

該事業所は、B事業所及び地元（D県及びE県）の共同出資により設立されており、B事業所とC事業所の経理事務（給与支給及び厚生年金保険料の控除を含む。）は別々に行われていた旨供述していることなどから判断すると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった申立期間当時に、C事業所へ出向した従業員の給与を、B事業所において引き続き支給し厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

加えて、A事業所においては、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 2 日から 20 年 8 月 15 日まで

A社に、終戦の昭和 20 年 8 月 15 日まで継続して勤務していた。年金事務所の記録では、19 年 6 月で厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことになるが、A社が部門ごとに分散し、私と同僚約 100 人程度が所属する部門はB県C町（現在は、B県D市）へ疎開したので、その時に、誤った資格喪失の手続きが行われたのではないかと思う。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社に勤務していたと申し立てているものの、申立人が記憶する同僚、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人の同僚に聴取しても、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について推認することができない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、申立事業所に係る関係資料を継承し保管しているE社は、「申立人に係る関係資料は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 19 年 6 月 2 日と記載されており、遡って訂正されたなど不自然な形跡は見当たらない上、当該資格喪失日は、申立人

の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4333 (事案 2336 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 11 日から 61 年 8 月 26 日まで

「A社B支店に入社し、その後、同社C支店に異動した後も継続してD業務に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に継続して勤務していたことは事実である。」として申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、私には毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が鮮明にあるので、A社本社経理部の支払明細の記録を調査してほしい。また、A社からの給与を得て、E銀行F支店に毎月50万円の定期積立を始め、6か月後には融資を受けてG市に建売住宅を購入したのは事実であるので併せて調査してほしい。

これらを再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の複数の同僚は、「D職の従業員は社会保険に加入していなかったと思う。」と供述していること、ii) 申立人が同社B支店に勤務していた当時、申立人が名前を挙げる、申立人と同じD業務であったとする者二人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) 申立期間に係る申立事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番が無いことから、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶が鮮明にあるので、A社本社経理部の支払明細の記録を調査してほしい、また、A社から1か月約180万円の給与を得て、E銀行F支店において毎月50万円の定期積立を始め、6か月後には融資を受けてG市に建売住宅を購入したので関係資料を調査してほしいとして、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料の控除額等について確認できる資料を所持しておらず、A社は平成13年3月に解散（解散時の社名は株式会社H）しているため、同社本社経理部の支払明細の記録を確認することはできない上、E銀行F支店は「昭和52年当時の資料は何も残っていない。」と回答しており、申立人が住宅購入時に受けたとする融資の関連資料を確認することができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社本社において社会保険事務を担当していたとする者は、従業員を社会保険に加入させる場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に同時に加入させていた旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録において、同社C支店で支店長職、課長職にあったとする者二人に係る厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録は一致していることが確認できる一方、申立人については、雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は1か月180万円の給与から18万円が控除されていたと供述しているが、A社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「一般のD業務の社員が、支給される報酬から控除されたのは報酬額の約10パーセントの所得税のみであった。」と供述している。

加えて、申立人は、A社を退職した日は、同社C支店において当時課長職にあった同僚と同じ日であると供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、当該同僚の資格喪失日は昭和55年1月2日であることが確認できる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月から36年4月まで

A社(後の、B社)において、入社時からC課D係として坑内業務に従事していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が第1種被保険者とされている。所属部署も業務内容も入社時から退職時までの期間において同じで変更は無かった。

申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、入社時から退職時までC課D係に所属し、坑内でD業務に従事していたことが推認される。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の職種の欄には、昭和33年5月1日に第1種被保険者に変更となったことを示す「①、33.5.1」と記載されており、オンライン記録の種別変更日と一致していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げたC課の課長及びD係の上司一人の被保険者記録についても、申立人が第1種被保険者に変更となった昭和33年5月1日に近接する時期に第3種被保険者から第1種被保険者に種別変更されていることが確認できる一方、申立人の被保険者記録が種別変更となっている時期に、申立人が所属するC課D係からE課F係に異動した旨供述している同僚二人の被保険者記録は、種別変更されることなく継続して第3種被保険者として記録されていることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料も見当たらず、当時の事業主も所在が不明で供述も得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者として

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生省（当時）は、「第3種被保険者の範囲等について」（昭和30年5月26日保文発第4545号保険課長通知）により「電工、測量夫等で1日のうち常態として一定時間のみ坑内で作業するものは第3種被保険者と認められない。」と通知している。